

平成28年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成28年3月4日（金曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第2号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	承認第2号	専決処分の承認（平成27年度豊頃町一般会計補正予算（第6号））
日程第 6	議案第13号	平成27年度豊頃町一般会計補正予算（第7号）
日程第 7	議案第14号	平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第15号	平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 9	議案第16号	平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第17号	平成27年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第4号）
日程第11	議案第18号	平成27年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第19号	平成27年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第13		平成28年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第14	議案第20号	豊頃町行政不服審査会設置条例の制定
日程第15	議案第21号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第16	議案第22号	豊頃町外通勤者助成金交付条例の一部改正
日程第17	議案第23号	豊頃町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正
日程第18	議案第24号	豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正
日程第19	議案第25号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正

日程第20	議案第26号	豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正
日程第21	議案第27号	豊頃町福祉活動拠点施設条例の制定
日程第22	議案第28号	豊頃町在宅福祉サービス事業条例の一部改正
日程第23	議案第29号	豊頃町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
日程第24	議案第30号	豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の策定
日程第25	議案第31号	定住自立圏形成協定の変更
日程第26	議案第32号	東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更
日程第27	議案第33号	東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更
日程第28	同意案第1号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第29		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 菅谷誠君
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育長	菅原裕一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	和田宏樹君
企画課長	柄崎明久君
住民課長	矢野利治君
福祉課長	岩城光洋君
産業課長	山本芳博君

施設課長	渡部邦生君
会計管理者	佐藤孝夫君
農業委員会事務局長	高倉明君
教育委員会教育課長	富田秀樹君
子育て支援所長	瀬尾光男君
消防署長	佐藤則仁君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	高井伸夫君
事務局次長	中川直幸君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成28年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
高井事務局長。
- 高井事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に監査委員より、平成27年11月から平成28年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書は、お手元に配付のとおりであります。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 平成28年第1回豊頃町議会定例会の行政報告を申し上げます。
初めに、平成27年度繰越明許費に係る各事業についてであります。
総務費において、帯広市が管内市町村の代表自治体として実施する「地方創生加速化交付金広域連携事業」を、さらに、マイナンバー制度導入に伴い住民情報の流出を徹底して防ぐために、「地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業」を、それぞれ繰越明許費として実施します。
また、農林水産業費において、二宮地区の暗渠排水及び牛首別地区の農業用排水路の整備・農業用道路の調査設計等を実施する道営担い手支援型畑地帯総合整備事業を繰越明許費として実施します。
次に、とちろ広域消防事務組合についてであります。
十勝圏における消防広域化につきましては、平成26年12月までに「とちろ広域

消防事務組合の設立」及び東十勝等の「各消防事務組合の解散」が、管内全市町村議会で議決されたことを受け、平成27年4月に北海道知事に対し、広域消防事務組合の設立認可申請を行い、道の認可後の同年5月1日「とち広域消防事務組合」が設立されたところであります。

本年2月26日には、平成28年第1回とち広域消防事務組合議会定例会が開催され、本年4月1日からの消防事務の共同処理開始に係る「とち広域消防事務組合消防本部の設置等に関する条例」等の関係規定及び「平成28年度一般会計予算」の議案9件が、いずれも原案どおり可決され、4月1日から共通事務の一元処理及び統一的な制度運用が図られ、効率的で効果的な事務の推進が図られるものであります。

また、平成25年度から繰越明許事業により管内19市町村が共同で整備を進めてまいりました、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター整備工事につきましては、一部試験運用を行いながら、両工事とも今月上旬に完成検査を受け、引き渡しされる運びとなっております。

これまで設立準備に携わってきた「十勝圏複合事務組合消防広域推進室」は「広域消防準備室」に名称を変え、運用開始までに統一整理できなかつた項目「給与制度」、「人事評価の人事管理への活用」、「勤務形態」等を、今後、5年間を目途に統一するための検討組織として存置されることとなっております。

4月1日からは、市町村の区域にとらわれない直近署所からの出動となり、現場到着及び活動開始までの時間短縮が図られ、救急時の救命率向上等が期待されるところであります。

なお、これら広域消防局運用開始に伴う住民周知につきましては、3月1日発行の広報とよころ3月号への周知記事掲載及び広域消防準備室作成の管内統一チラシの全戸配布により行ったところであります。

また、直近署所からの出動となる幕別消防署出動区域の平和地区の一部及び浦幌消防署出動区域の大津トイトッキ地区の住民並びに関係者への周知は、豊頃消防署が直接行うこととなっております。

以上、行政報告といたします。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番相澤昌幸議員を指名します。

◎ 会期の決定

- 藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、3月11日までの8日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

- 藤田議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

- 大崎議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成28年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成28年3月1日。

3、調査の経過。

(1)平成28年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成28年2月26日招集告示のあった平成28年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、平成28年3月1日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成28年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月11日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、平成27年第4回定例会閉会後に受理したものは3件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配布にとどめるものとした。

ウ、同意案第1号（豊頃町教育委員会委員の任命）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

エ、所管事務調査のための各常任委員会の開催については、定例会初日の3月4日に開催するよう日程を調整した。

オ、本会議において新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定（質疑回数の制限）を適用しない旨を会議に諮ることとした。

以上でございます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第2号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第2号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)学校給食センターの運営管理及び学校給食の現状について。

2、調査の方法。

資料による検討及び現地調査。

3、調査期日。

平成28年2月8日。

4、調査の経過と結果。

町内小中学校における教育環境の充実の観点から学校給食センターの運営管理及び学校給食の現状について調査を実施した。

(1)学校給食センターの運営管理。

本施設は平成10年4月に竣工し、本年3月末で18年が経過する。管理運営の体

制は、所長、栄養教諭、配送・施設管理職員、事務員各1名、調理員6名の計10名である。平成24年度から平成27年度までの施設等の整備総額は2,475万円で、毎年約600万円以上の費用を要し、施設内の機械設備・備品類の修繕及び更新が行われている。

一日の平均食数は、小中学校及び保育所の児童・生徒・教職員分を含め、本年度335食で、児童・生徒の減少により5年前より約40食減少している。給食日数は年間約200日、その内訳は、米飯が全体の5分の3を占め、パン及び麺類が同食数となっている。年間の給食費は、1人当たり小学校で約4万5,000円、中学校で約5万3,000円であり、平成26年度の給食費の収入総額は、1,328万円、支出総額は1,444万円で、差額分は町費で賄われている。

本町の学校給食費は、平成21年度に見直しが行われ、1食当たり小学校で230円、中学校で265円である。管内的には高い順に上から小学校が12番目、中学校が16番目となっている。

(2)学校給食の現状。

学校給食の献立は、文部科学省が定める児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準により地場産物の活用をはじめ、本町の特色ある献立を工夫するよう進められている。食に関する指導では、各小学校で学年4回、中学校3学年で22回実施されている。また、ふるさと給食では、本町の特産品である農産物・海産物をメインにした四季を感じる給食を年4回実施している。

平成26年度における食材全体に占める豊頃産の割合は15%、道内産71%、道外産14%となっている。

5、まとめ。

18年が経過する本町学校給食センターの管理運営は、施設内機器の修繕、更新が適宜行われ、衛生面を第一に安全でおいしい給食が提供されており、適正に管理運営されている。

学校給食の現状では、学級ごとに食べ残しの数量を記録し、献立づくりに活かしているとのことであり、今後は児童・生徒への給食指導、教職員との連携を密にし、食べ残しを減らす取り組みにも期待したい。また本町農産物・海産物のさらなる利用を図るための下処理方法やその体制づくりなどの課題を整理し、地域食材を利用したおいしい給食の提供を一層進められたい。

今後においては食器洗浄機の更新など多額の費用を要するものもあり、施設本体や外構を含めた施設全体の年次整備計画が必要ではないかとの意見が出された。

以上です。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は報告済みとします。

◎ 承認第2号

●藤田議長 日程第5 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案書47ページをごらん願います。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年2月9日、平成27年度豊頃町一般会計補正予算(第6号)を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書(第6号)の1ページをごらん願います。

本専決処分は、2月9日発生の低気圧による風雪にかかる除雪費について補正したものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億3,762万1,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明いたします。補正予算書10ページをごらん願います。

歳出について説明いたします。

7款土木費、2項道路橋梁費において、2目除雪費に除排雪委託料1,000万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、8ページをごらんください。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税1,000万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎ 議案第13号

●藤田議長 日程第6 議案第13号平成27年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 各会計補正予算書、1ページをごらんください。

議案第13号平成27年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)について説明いたします。

本案は、各事務事業の精査及び国の補正予算等に伴う平成27年度繰越明許費にかかる事業について、補正予算を計上するものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,577万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,184万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。24ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費において、65万円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に備品購入費195万円を追加するなど、49万2,000円を減額。

26ページ、3目財産管理費に基金積立金として1億1,325万4,000円を追加するなど、1億1,342万9,000円を追加。4目町有林管理費から86万円を減額。5目地方振興費から5万6,000円を減額。

28ページ、6目生活安全推進費から32万5,000円を減額、7目企画費から、繰越明許費事業として地方創生加速化交付金事業18万円を追加するなど、合わ

せて447万9,000円の減額。

30ページ、8目地籍管理費から36万8,000円を減額。9目電算情報管理費から繰越明許費事業として、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に2,744万3,000円を追加するなど、合わせて1,752万6,000円を追加。これら合わせて総務管理費に1億2,437万5,000円を追加。

32ページ、3項戸籍住民基本台帳費において、個人番号カード関連事務委任交付金56万9,000円を追加するなど、合わせて49万5,000円を追加。

34ページ、4項選挙費において、1目選挙管理委員会費から29万5,000円を減額、2目知事道議会議員選挙費から93万円を減額。3目町議会議員選挙費から103万1,000円を減額するなど、合わせて選挙費から225万6,000円を減額。

36ページ、3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に備品購入費に100万円、豊頃町社会福祉協議会運営費補助に100万円、低所得者の高齢者向けの交付金事業費に32万8,000円をそれぞれ追加するなど、合わせて1,485万6,000円を減額。

38ページ、2目長寿社会振興費から36万1,000円を減額。3目老人福祉費から355万7,000円を減額。

40ページ、4目障害者福祉費から40万3,000円を減額。

42ページ、6目福祉医療費から64万3,000円を減額。7目福祉バス等管理費から230万2,000円を減額。8目後期高齢者医療費から1万6,000円を減額するなど、合わせて社会福祉費から2,213万8,000円を減額。

44ページ、2項児童福祉費において、1目保育所費から206万円を減額。2目子育て支援費から37万6,000円を減額。3目学童保育所費から17万2,000円を減額。4目児童措置費から13万8,000円を減額するなど、合わせて児童福祉費から274万6,000円を減額。

46ページ。4款衛生費、1項保健衛生費において、1目保健衛生総務費から285万9,000円を減額。3目保健指導費から12万5,000円を減額。4目乳幼児等医療費から50万円を減額。5目清掃費から12万1,000円を減額。

48ページ、6目し尿処理費から88万6,000円を減額するなど、合わせて保健衛生費から449万1,000円を減額。

2項簡易水道費から545万3,000円を減額。

5款農林水産業費、1項農業費において、1目農業委員会費から6万円を減額。2目農業総務費に備品購入費80万円、家畜飼養用水緊急支援対策事業補助金20万円を、それぞれ追加するなど、合わせて73万6,000円を減額。

50ページ、4目道営事業費に繰越明許費事業として、道営担い手支援型畑地帯総合整備事業負担金2,230万円を追加するなど、合わせて2,220万円を追加。5目中山間地域対策費から2万8,000円を減額するなど、合わせて農業費に2,137万6,000円を追加。

2項畜産業費において、1目畜産業費から6万4,000円を減額。

52ページ、2目公社営事業費から54万3,000円を減額するなど、合わせて畜産業費から60万7,000円を減額。

3項林業費において、1目林業総務費に鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金264万9,000円を追加するなど、合わせて128万3,000円を追加。2目林道整備費から463万9,000円を減額。

54ページ、3目治山事業費から82万円を減額するなど、合わせて林業費から417万6,000円を減額。

4項水産業費において、1目水産業総務費から1万5,000円を減額。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に商工振興事業費23万8,000円を追加。2目観光費から5万4,000円を減額。これら合わせて商工費に18万4,000円を追加。

56ページ、7款土木費、1項土木管理費から148万4,000円を減額。

2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費から152万4,000円を減額。2目除雪費に1,337万円を追加。

58ページ、3目道路新設改良費から社会資本整備総合交付金事業費、2億995万6,000円を減額するなど、合わせて道路橋梁費から1億9,811万円を減額。

3項住宅費において、1目住宅管理費から5万5,000円を減額。2目住宅建設費から193万2,000円を減額するなど、合わせて住宅費から198万7,000円を減額。

60ページ、4項河川費から17万円を減額。

5項施設費から153万3,000円を減額。

62ページ。6項公共下水道費から55万3,000円を減額。

8款消防費、1項消防費において、とから広域消防事務組合負担金3万9,000円を追加するなど、合わせて79万7,000円を減額。

2項災害対策費に育素多・下牛首別排水機場操作業務委託220万円を追加するなど、186万5,000円を追加。

64ページ、9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費から328万6,000円を、2目教育研究所費から6万円を、3目学校保健費から20万6,000円を、4目スクールバス管理費から281万1,000円を、それぞれ減額する

など、合わせて教育総務費から636万3,000円を減額。

66ページ、2項小学校費において、1目学校管理費に校舎等管理事業費に209万3,000円を追加するなど、合わせて123万3,000円を減額。2目教育振興費に22万5,000円を追加するなど、合わせて小学校費から100万8,000円を減額。

3項中学校費において、1目学校管理費から71万2,000円を、68ページ、2目教育振興費から14万4,000円を、それぞれ減額するなど、合わせて中学校費から85万6,000円を減額。

4項社会教育費において、1目社会教育総務費から194万6,000円を、2目文化振興費から10万円を、4目える夢館費から14万2,000円をそれぞれ減額するなど、合わせて社会教育費から218万8,000円を減額。

70ページ、5項保健体育費において、1目保健体育総務費から16万円を、2目体育施設費から22万5,000円を、3目学校給食費から44万1,000円をそれぞれ減額するなど、合わせて保健体育費から82万6,000円を減額。

11款公債費、1項公債費において、1目元金から18万円、72ページ、2目利子から50万8,000円をそれぞれ減額するなど、合わせて公債費から68万8,000円を減額。

以上が、歳出にかかる補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、12ページをごらん願います。

1款町税、3項軽自動車税から39万5,000円を減額。

9款地方交付税、1項地方交付税に3,807万6,000円を追加。

11款分担金及び負担金、1項分担金に、繰越明許費にかかる道営負担事業分担金210万円、畜産担い手育成総合整備事業豊頃地区分担金222万円を、それぞれ追加し、合わせて432万円を追加。

2項負担金から14万5,000円を減額。

12款使用料及び手数料、1項使用料において、2目民生使用料に10万9,000円を追加、4目農林水産業使用料に4万5,000円を追加、5目商工使用料から5万3,000円を減額、6目土木使用料に町営住宅使用料840万円を追加するなど、合わせて910万2,000円を追加。

14ページ、7目教育使用料に16万9,000円を追加するなど、合わせて使用料に937万2,000円を追加。

2項手数料において、地籍図交付手数料21万円を追加するなど、合わせて18万円を追加。

13款国庫支出金、1項国庫負担金において、1目民生費国庫負担金に国民健康保

険基盤安定負担金に272万4,000円を追加するなど、合わせて230万円を追加。

2項国庫補助金において、1目総務費国庫補助金に繰越明許費として地方創生加速化交付金18万円を、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業525万円を追加するなど、合わせて650万円を追加。

16ページ、2目民生費国庫補助金に低所得の高齢者向けの給付金給付事務費32万8,000円を追加するなど、合わせて51万1,000円を減額。4目土木費国庫補助金から社会資本整備総合交付金、道路、住宅分合わせて1億2,082万円を減額、5目教育費国庫補助金に、スクールバス購入事業124万円を追加するなど、合わせて国庫補助金から1億1,359万1,000円を減額。

3項委託金において、排水機場操作委託金220万円を追加。

14款道支出金、1項道負担金において、国民健康保険基盤安定負担金252万2,000円を追加するなど、合わせて197万3,000円を追加。

2項道補助金において、1目総務費補助金に町有林造林事業195万4,000円を追加するなど、合わせて188万5,000円を追加。2目民生費補助金から森林整備加速化・林業再生事業から103万2,000円を減額、子ども・子育て支援事業に307万9,000円を追加するなど、合わせて138万9,000円を減額。3目衛生費補助金から54万円を減額。4目農林水産業費補助金から林業専用道開設事業から330万2,000円を減額、鳥獣被害防止総合対策事業に264万9,000円を追加するなど、合わせて149万5,000円を減額。これら合わせて道補助金から153万9,000円を減額。

3項委託金において22万4,000円を減額。

20ページ、15款財産収入、1項財産運用収入において1目財産貸付収入から15万4,000円を減額、2目利子及び配当金47万6,000円を減額、これら合わせて財産運用収入から63万円を減額。

2項財産売払収入において、町有林造林事業に200万円を、土地建物売払収入に123万2,000円を追加するなど、合わせて462万1,000円を追加。

16款寄附金、1項寄附金において指定寄附金に1,173万円を追加。

17款繰入金、1項繰入金に国民健康保険特別会計繰入金69万4,000円を追加するなど、合わせて19万4,000円を追加。

22ページ、19款諸収入、5項雑入において、3目高額療養費返還金に重度心身障害者医療費高額療養費返還金など合わせて60万9,000円を追加。4目給食事業収入から23万5,000円を減額、5目雑入に50万7,000円を追加。

20款、1項町債において、1目総務債に繰越明許費事業として地方公共団体情報

セキュリティ強化対策事業520万円を追加するなど、合わせて490万円を追加。2目民生債から270万円を減額、3目衛生債から120万円を減額、4目農林水産業債に繰越明許費として道営担い手支援型畑地帯総合整備事業800万円を追加するなど、合わせて740万円を追加、5目土木債から社会資本整備総合交付金（道路）、（住宅）分合わせて7,440万円を減額、6目消防債から610万円を減額、7目教育債から300万円を減額するものであります。

以上が歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、第2条の繰越明許費につきましては、4ページの第2表繰越明許費をごらん願います。

2款総務費、1項総務管理費において、地方創生加速化交付金事業18万円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業2,744万3,000円。5款農林水産業費、1項農業費において道営担い手支援型畑地帯総合整備事業2,230万円。

以上、3事業4,992万3,000円を翌年度に繰り越し執行するものであります。

次に、第3条の債務負担行為の補正につきましては、5ページの第3表債務負担行為補正をごらん願います。

庁舎及びえる夢館管理業務委託料について、期間を平成28年度とし、限度額1,552万2,000円に、漁業施設低気圧災害対策資金利子補給について、期間を平成28年度から平成35年度までとし、限度額を268万円に、総合体育館管理業務委託料について、期間を平成28年度とし、限度額を645万3,000円とそれぞれ定め、あわせて2,468万5,000円を債務負担行為に追加補正するものであります。

次に、第4条の地方債の補正については、6ページの第4表地方債補正をごらん願います。

一般単独事業債において、茂岩本町地区小規模治山事業から40万円を減額、公共事業等債において、道営担い手支援型畑地帯総合整備事業に800万円を追加、公営住宅建設事業債において、社会資本整備総合交付金事業（パートナータウン）から370万円を、同交付金事業（高齢者住宅）から880万円をそれぞれ減額、教育・福祉施設等整備事業債において、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に520万円を追加、過疎対策事業債において、町外通勤者助成金交付事業30万円を減額、以下、7ページのスクールバス整備事業300万円の減額までの表記載中の14事業、合わせて7,540万円を減額、既定の地方債限度額から、これら合わせて7,510万円を減額し、地方債限度額の総額を4億8,818万4,000円と改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明がおわりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 2 ページをお開きください。1 款町税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9 款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 1 款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 0 ページ。1 5 款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 6 款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 9 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 0 款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

2 4 ページをお開きください。

1 款議会費、1 項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款総務費、1 項総務管理費。

説明、柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 説明第1号、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業の施行につきまして、御説明いたします。

平成27年度繰越明許費において、次のとおり地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業を施行することとし、第2款総務費に計上したものであります。

別紙、平成27年度補正予算に係る予算説明書、説明第1号により御説明いたしますので、1ページをごらんください。

本件は、役場庁舎内の情報ネットワークセキュリティにつきまして、昨年10月の社会保障制度・税番号制度の施行に伴い、個人番号を扱う全ての業務システムにおいてインターネットを利用する一般事務用端末と、個人番号を扱うシステム用業務端末を分離する対策を講じたところではありますが、昨年12月に国からサイバー攻撃が急速に複雑巧妙化しており、マイナンバー制度及び地方自治体の行政事務に重大な影響を与えるリスクが想定されるため、さらなる情報セキュリティ対策の強化を図るよう通知がありましたことから、ネットワークの徹底分離や個人番号利用事務端末操作時の二要素認証を導入及び情報の持ち出し禁止設定などを講じるとともに、ネットワークの分離により必要となる端末機を購入するものであります。

1として、1、事業概要ですが、事業名、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業。事業予算額2,744万3,000円、事業内容は、ネットワーク機器等設定業務一式のほか、庁内LANシステム端末機38台を購入するもので、国の平成27年度補正予算による補助金を受けるため繰越明許として計上するものであります。

2、契約の方法は、ネットワーク機器等設定業務につきましては随意契約とし、庁内LANシステム端末機の購入は指名競争入札とするものであります。

以上でありますので、御審議くださるよう、よろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 少し質問させていただきます。

これは繰越明許で計上されておりますが、今、説明あったように、機器によっては随意契約と、それから指名競争入札ということがあります。

これについては、大体指名する業者というのは何社ぐらいあるものか、あるいは指名業者というのは何社ぐらい考えているのか。

それともう一つは、これらのシステムに対しての保証期間というのはあるはずなので、その辺についても参考的な期限というか、入札期前のそういう資料等がありましたら、ちょっと参考的にお聞かせください。

●藤田議長 答弁、柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 お答え申し上げます。

まず、ネットワーク機器等設定業務一式の補正につきましては随意契約とすることにしておりますが、これに関しては市内のネットワークを構築した業者、そしてまた、日ごろから保守点検あわせて実施していただいておりますので、その業者に随意契約で発注することとなります。

また、LANシステム端末機、パソコンでありますけれども、これに関しては備品購入でありますので3社以上の業者を指名いたしまして入札をするものでございます。そして、これらの備品関係の通常の保証期間というのは5年程度を保証していただいております。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 ありがとうございます。

入札の方法については、それで理解いたしますが、保証期間というのは、これは私どもも個人個人のところでも使っていますが、機器が相当頻度が早く新しい機器が出てくる。その都度こういう売り込みにかかるのですね。その辺があるものですから、そこらについてもちょっと危惧というか、どうしても専門的な機器なものですから、ソフトについても、それからラインのシステムについてもメーカーによっては相当違うというところも考えられます。その辺を十分配慮をされるべきかなというふうに考えてますので、ただし、今、私自身も使ってますが、同じ業者に、これが随意契約の業者、それから競争入札で決定した場合に、このサービス内容が相当変わってくるのですね。その辺も含めて、やはり業者にはある程度の補填的なサービスをやはりお願いできるものなのかどうなのかというところを、確認していただきたいなど、こういうふうに考えていますが、その辺の考え方は実務的にどうなのか範囲内で説明いただけますか。

●藤田議長 答弁、柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 備品等につきましては、通常こういう電算関係の備品につきましては、大体5年程度耐用年数がありますので、それまで大きなメーカーのさまざまな提供がなくなったとか、そういったことがない限りは、5年間最低でも使ってまいりますので、その間保証していただくこととなりますし、通常保守点検についてもお願いしておりますので、それらで日ごろから対応していきたいというふうに考えております。ネットワーク機器等についても、全て保守点検をお願いしておりますので、そういった中で整備を図っていきいたいと思っております。

●藤田議長 次に進みます。

32ページ、3項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項選挙費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 44ページ、2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明、山本産業課長。

●山本産業課長 平成27年度補正予算説明書の3ページをお開き願います。

説明第2号、道営負担事業の施行について。

道営負担事業における次の2地区の畑地帯総合整備事業について平成27年度の繰越明許費により事業を実施することとし、第5款農林水産業費に計上したものであります。

1、事業概要についてでございますが、最初に、二宮地区ですが、事業名、二宮地区道営畑地帯総合整備事業。

全体事業費350万円、予算額は受益者負担20%の70万円となっております。

事業内容ですが、暗渠排水1.5ヘクタールの実施となります。

なお、施行位置図については、対図番号1ページになりますが、参照いただきたいと思います。

次に、牛首別地区でございますが、事業名、牛首別地区道営畑地帯総合整備事業。

全体事業費が1億800万円、予算額、20%の受益者負担として2,160万円。

事業内容でございますが、農業排水路、延長1,026メートル。農道調査設計、延長782メートル。ほか区画整理調査一式でございます。

施行位置図については対図番号2ページを参照いただきたいと思います。

事業主体については北海道であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11時10分まで休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

50ページをお開きください。

2項畜産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 観光費の中で、5万4,000円が減額されたのですね、これ長節湖のキャンプ場管理なのですが、本町としては唯一、長節湖というのは、観光客交流人口増加しようという動きの中で、何の管理費が5万4,000円減額されたのかという内容をお聞かせください。

●藤田議長 答弁、柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 これにつきましては、長節湖湖畔のキャンプ場の草刈りを業者に委託しているのですけれども、その草刈り業務の入札の執行残でございます。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 御存じだと思いますけれども、シーズンには相当のやはり観光客が当地に見えています。私も時たま長節湖へ伺います。あそこに佐藤春夫の詩人の碑があります。そして、そのトイレの周辺も草が生えております。これは常時、私は時たま行くしかないのですが、その都度見えますが、今年のあたり手入れがなっていないという一見してそういうふうに感じました。今、その課長のほうで草刈りの減額だということですが、それらについてももう少し徹底的なやはり長節湖の管理経費というのは私は、逆に上乗せを新年度予算でもするべきだなという方向性というのものもあるのではないかなと、こういうふうには思っていましたので、その辺を含めてもう少し実態に沿ったこの予算というか、あるいは使途というか、そういうものも考慮すべきではないかなというふうには思いますが、その考え方についてもお考えをいただきたいと思えます。

●藤田議長 答弁、柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 現在は草刈りに関しましては、年シーズン中3回実施しております。その中で、その年の天候にもよると思うのですが、そういった中で、もし見苦しい点があれば追加するなど、また職員がやるなど努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 全体を管理するというのは大変な労力と経費がかかると思います。しかし、今も言うように今後豊頃町においては、すばらしい自然環境とそういう観光資源があるということを表明しているわけです。ですから、力説するわけではありませんが、そういうものについても長節湖のみならず、そういうところのやはり目配りとか気配りとか、そういうのは一向にして業者をお願いする3回でなくて、常時そういうようなものについてのものの巡回のときに把握して、適切にやっぱり処置するというのがこの我が町の恵まれた資源の観光誘致の財産だというふうに私は常日ごろ、それは感じて我が町のこの良さというものを宣伝・PRしているつもりであります。

ですから、先ほど私が指摘したのは、ほんの一端かもしれません。しかし今後についてはこの長節湖のみならず、そういうところの考え方も町長が進めていこうとしているこの本町の観光と、それから産業というものについての考えですから、その辺についても理事者の、町長の考えの今後についてのとらえ方ということを一言お願いします。

●藤田議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

今、担当課長が申し上げましたとおり、やはり限られた財源の中に、できるだけ環境整備をしております。今後、職員にある程度見回りできる観光シーズンになったら、適宜、職員を派遣してそういった環境整備に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 次に進みます。

56ページ、7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 5項施設費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 6項公共下水道費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 8款消防費、1項消防費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項災害対策費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2項小学校費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 3項中学校費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 68ページ。4項社会教育費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 5項保健体育費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 11款公債費、1項公債費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
8番大谷議員。
- 8番大谷議員 先ほどの33ページの地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に、ちょっと戻っていただきまして質問させていただきます。
当初このナンバー制度を導入するに当たって、そのコンピューターは単独で設置するので、セキュリティ的には問題ないというふうに言われておりましたが、最終的にはこの入り込む可能性があるのか、それとも庁舎全体のセキュリティを上げるための今回の対策事業なのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。
- 藤田議長 答弁、柄崎企画課長。
- 柄崎企画課長 昨年10月の整備は、あくまでもマイナンバーを扱う業務用システムと一般事務用との区別をきちっとしただけなのですよね。それで、私どもとしては、それで十分だというふうにはとらえていたのですけれども、国のほうから先ほど申し上げましたようにサイバー攻撃が複雑巧妙化しているということで、さらなる徹底した対策を施すようにという通知が来ましたことから、今回は、まずは、業務用シ

システムにおいては、まずネットワークから完全に切り離すということと、それから操作時の二要素認証、IDパスワードとそれから指紋認証、それでないとその端末を使えない。それから、その端末から情報を持ち出すことができないような設定をする。そして、次に、一般業務用の端末に関しては、これはLGWAN、道と行政関係が繋がっているネットワークなのですけれども、そのLGWANと通常の業務を、またそれはそれです。それからなおかつ、メール、インターネット関係を分離するという、大きく分けて三つの対策をするということです。これによって外部からの侵入が完全に防げると、業務に一切支障なく対策を施せるという考え方であります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、4ページ、第2表、繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第3表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページ、第4表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

●藤田議長 日程第7 議案第14号平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 補正予算書77ページをお開きください。

議案第14号平成27年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,771万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,815万2,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書90ページ、歳出から御説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費では、1目一般被保険者療養給付費から療養給付費1,000万円を減額。

2目退職被保険者等療養給付費に、療養給付費400万円を追加。3目一般被保険者療養費に、療養費30万円を追加。

これら合わせて570万円を減額。

同2款2項高額療養費では、1目一般被保険者高額療養費から35万2,000円を減額。2目退職被保険者等高額療養費に100万円を追加。これら合わせて64万8,000円を追加。

同じく2款4項出産育児諸費から出産育児一時金252万円を減額。同じく2款5項葬祭諸費に葬祭費5万円を追加。

3款後期高齢者支援金等から、後期高齢者支援金635万円を減額。

4款前期高齢者納付金等から前期高齢者納付金1万3,000円を減額。

6款介護納付金から介護給付費納付金443万6,000円を減額。

7款、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金から50万2,000円を減額、2目保険財政共同安定化事業拠出金から192万9,000円を減額。これら合わせて243万1,000円を減額。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金に平成26年度国庫負担金等精算返還金として、266万9,000円を追加。

同10款、2項国保診療報酬支払基金委託金、1目利子から一時借入金利子32万8,000円を減額。

同10款、3項一般会計繰出金に69万4,000円を計上するものであります。

これら歳出に要する財源として、84ページ、歳入をごらんください。

1款、1項国民健康保険税では、1目一般被保険者国民健康保険税に、医療給付費分現年課税分808万4,000円を追加するなど、合わせて1,231万9,000円を追加。

2目退職被保険者等国民健康保険税から、医療給付費分現年課税分57万6,000円を減額するなど、合わせて82万8,000円を減額。これら合わせて1,149万1,000円を追加。

2款国庫支出金、1項国庫負担金では、1目療養給付費等負担金から、1,292万4,000円を減額、2目高額医療費共同事業負担金から12万5,000円を減額、これら合わせて1,304万9,000円を減額。

同2款、2項国庫補助金、1目財政調整交付金から普通調整交付金100万円と特別調整交付金39万5,000円の合わせて139万5,000円を減額。

3款療養給付費交付金に、現年度分606万6,000円を追加。

4款前期高齢者交付金から、現年度分1,467万2,000円を減額。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金から12万5,000円を減額。

同5款、2項道補助金、1目財政調整交付金から、普通調整交付金では578万5,000円を減額、同特別調整交付金に921万9,000円を追加、これら合わせて343万4,000円を追加。

6款共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金366万8,000円を減額、同保険財政共同安定化事業交付金に838万1,000円を減額、これら合わせて1,204万9,000円を減額。

8款繰入金、1項他会計繰入金では、1目一般会計繰入金から、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他繰入金を減額し、保険基盤安定繰入金を追加するなど、合わせて889万2,000円を減額。

9款、1項繰越金、2目その他繰越金に1,144万2,000円を追加。

10款諸収入、2項雑入に3万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

84ページをお開きください。

1款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款療養給付費交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款前期高齢者交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款共同事業交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 10款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

90ページをお開きください。

2款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 94ページ、3款後期高齢者支援金等。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款前期高齢者納付金等。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款介護納付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款共同事業拠出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 10款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

●藤田議長 日程第8 議案第15号平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 それでは、補正予算書99ページをごらんください。

議案第15号平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,935万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,942万2,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、110ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、介護保険事務システム改修委託料49万7,000円を追加。

同1款、3項介護認定審査会費から介護認定審査会共同設置負担金10万6,000円を減額。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費から居宅介護サービス、地域密着型介護サービス及び施設介護サービスに関する給付費を、合わせて1,800万円減額。

同2款2項介護予防サービス等諸費では、1目介護予防サービス等給付費から、地域密着型介護予防サービス給付費100万円を減額し、介護予防サービス計画給付費20万円を追加、これら合わせて80万円を減額。

同2款3項その他諸費に審査支払手数料5万円を追加。

同じく2款4項高額介護サービス等費から、高額介護サービス費100万円を減額するものであります。

これら歳出に要する財源として、106ページ、歳入をごらんください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金に11万1,000円を追加。

同3款、2項国庫補助金、1目調整交付金から269万6,000円を減額。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金から330万3,000円を減額。

5款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金から1,056万8,000円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金から介護給付費繰入金を減額するなど、合わせて252万4,000円を減額。

同7款、2項基金繰入金から介護給付費準備基金繰入金403万7,000円を減額。

8款繰越金に前年度繰越金として365万8,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

先ほど、福祉課長の氏名が間違いました。訂正いたします。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

106ページをお開きください。3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款道支出金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 5款支払基金交付金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 7款繰入金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 8款繰越金。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。
110ページをお開きください。1款総務費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 2款保険給付費。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質 疑 な し)
- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(討 論 な し)
- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから、議案第15号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異 議 な し)
- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

- 藤田議長 日程第9 議案第16号平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 それでは、補正予算書117ページをお開きください。

議案第16号平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,674万7,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、126ページ、歳出から御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金から、保険料等負担金100万1,000円、事務費負担金1万6,000円の合わせて101万7,000円を減額するものであります。

この支出に要する財源として、124ページ、歳入をごらんください。

1款後期高齢者医療保険料から、現年度分保険料100万1,000円を減額、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金から事務費等繰入金1万6,000円減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

124ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料。

（質疑なし）

●藤田議長 2款繰入金。

（質疑なし）

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

126ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●藤田議長 日程第10 議案第17号平成27年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 補正予算書129ページをごらんください。

議案第17号平成27年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,021万6,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものでございます。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、138ページ、歳出から御説明いたします。

1款、1項医院費、2目医院運営費から、診療報酬2,400万円を減額。

3款、1項歯科診療所費、2目歯科診療所運営費に診療報酬100万円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、136ページ、歳入をごらんください。

4款諸収入、1項診療報酬収入から、豊頃医院、豊頃歯科診療所の診療報酬2,300万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

136ページをお開きください。4款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

138ページをお開きください。1款医院費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 ただ今提案された内容で、これは説明をお聞きしますと診療報酬の収入が減りましたね、2,300万円、全体で2,200万円立てています。これ診療報酬が減ったということの原因はどういうようなところを考えられていますか、あるいはそういう原因を説明できればお願いします。

●藤田議長 答弁、岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 答弁させていただきます。

本年3月末で前院長の八重柏院長が退任されまして、4月代診で運営してございます。それで日数が減ってございますし、5月についても医者が代わったばかりということで、半分程度に患者数が減ってございます。6月以降11月までの診療報酬に関しては、対前年度比89%まで戻ってきてございます、患者数についてですね。しかし、診療報酬については70%までしか戻ってないということを見ると、前院長のもとで行われた診療と、現院長において行われている診療の中に患者数は90%まで戻って、診療報酬は70%になっているということは、差があるのだろうということで分析してございます。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 この豊頃町立医院については今説明あったように、これは失礼な話ですが、前院長のほうが、やはりそういうところでは患者の信頼度があって100%そういうようなことがあったのかなという、一般的にですよ。ところが、やはり私は前院長の専門医療というのが非常に人気がありましたね、胸部という。今回についてのドクターについても、それらについては信頼は高いと思うのです。思いますが、やはり患者というのは非常にそういうことが正確なというか正直なもので、患者同士も情報交換をしているようです。そういう中でもう少しサービスのなものが加味され

ば、また医療の技術以外で患者も今のように90、70という見方をしていますが、十分に戻れるのではないかなど。

それともう一つは、町立病院そのものが、前にも御指摘しましたが、2階が全く今は使われておりません。これはやっぱり方向性というものも考えるべきだということをお指摘しましたが、今後現状についてはどうなるかというところ、あるいは今後については、何かこういうような考え方があるぞという計画等の、あるいは検討もあればこの予算の減額に対してちょっと適切でないかもしれませんが、ついでにお聞きしたいと思います。

●藤田議長 答弁、岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 今、御質問ありました患者数の減については、前院長のほうが良いという方もいらっしゃるでしょうし、今の先生優しいよというお年寄りの話もよく聞きます。一概には言えませんが、休診、代診していた段階で1割程度が近隣の医療機関のほうに通われるようになったのかなという気はしてございます。ただし、それをよしとしないで、患者数の回復に向けて予防接種の接種日を、今はワクチンごとに日にちを決めて打っているものを、子どもの予防接種をいつ行っても打てるような、いつ行ってもどんなワクチンでも打てるようなことにするのですとか、今の池田の地域医療センターはそうなってございますけれども、そういった部分を取り入れながら、患者数の維持に努めてまいりたいと思っております。

また、2点目の病院の2階は旧入院病床の利活用については、現院長とまた相談する機会を持ちまして、院長の考え方等もお聞きした上で休診扱いになっております入院病床の閉鎖等も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

●藤田議長 次に進みます。ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 18 号

●藤田議長 日程第 11 議案第 18 号平成 27 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 補正予算書 141 ページをお開きください。

議案第 18 号平成 27 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,605 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,027 万 5,000 円と定めるものであります。

本補正予算は主に予算精査によるものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

150 ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費において、公用車購入費 135 万円を追加、浦幌町簡易水道分水負担金 160 万円を減額するなど、219 万 3,000 円を減額。

2 目簡易水道整備費において、工事請負費執行残 1,277 万 9,000 円を減額するなど、1,344 万 9,000 円を減額、合わせて 1,564 万 2,000 円を減額。

2 款公債費において、長期債償還利子 41 万 1,000 円を減額補正するものであります。

次に、148 ページ、歳入について御説明いたします。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料において水道使用料 300 万円を追加。

3 款繰入金において、一般会計繰入金 545 万 3,000 円を減額。

5 款町債において、簡易水道債 1,360 万円を減額補正するものであります。

次に、144 ページ、第 2 表地方債の補正であります。簡易水道整備事業債の限度額を 4,590 万円に、過疎対策事業債の限度額を 4,590 万円にそれぞれ改め、地方債限度額総額を 9,180 万円に改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

148 ページをお開きください。1 款使用料及び手数料。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 3 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

150ページをお開きください。1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、144ページをお開きください。第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 ここがまたちょっとお聞きしたいのですが、151ページになりますが、工事請負費の中で1,277万9,000円というのが更新工事で減額になっています。これは何かそういうようなことで要因があったのかと思いますが、その説明いただけますか。

●藤田議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 工事請負費の減額でございますが、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業ということで、ここ5年間で約5億円の事業をやっております。それで今年度は、最終年度ということで当初予算額1億1,737万3,000円ということで見ておりましたが、その中で工事、設計及び請負金額の残ということで1,277万9,000円、件数にしまして3件の入札を行っております。その中で1,277万9,000円の執行残が出たということです。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 的確に申し上げられないかもしれませんが、全体の工事が1億2,000万円ぐらい、その中のこの金額というのは3現場でということをお説明ありま

したが、1割ほどのこれは整合性のための上げた提案の内容だと思うのですが、当時から見ると、もう少しどうしてそういうふうになったのかなというところを知りたいのですが、詳しくもう少し説明いただけますか。

●藤田議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 当初工事予算額1億475万2,000円でございます。この予算につきましては、前年度にある程度更新する内容について積算した結果、こういう形になっておりましたが、新年度、発注時点の単価で再度積算し直したところ、数百万円ですね、何百万円か予算の残が出ております。それとあわせまして、3回に分けて発注しておりますが、その中で工事の請負残がそれも同じく何百万円か出ております。それらを合わせたものが1,200万円程度ということになっております。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 この件について最後の質問ですが、若干そういう細かい説明をいただくと理解できます。ということは、当初予算から業者に見積もりをさせる場合の単価構成というのはやはり変動するというのは当然のことであって、今回のような状況というものをとらえていけば、今後についての経済状況を加味しながら、あるいは変動予測をしながら、そういうものもやはり予算化されるべきであろうというふうに思います。

もう一つ、そのことについての契約発注する場合の業者に対して、少なくとも企業努力をされると思います。ですから、それらについても厳しいことを話しするようですが、町の工事は厳しいという業者の意見が聞こえてきます。したがって、それらの柔軟性を若干含めた今後の予算というか、入札行為というものを考慮をするべきだと考えておりますが、あくまでも理事者の発注行為であります。その辺についての経済状況を今お話ししたような内容を今後も大きく含みながら、考えていく町政方針というものも必要であろうというふうに思いますので、一言、町長お考えをお願いします。

●藤田議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 内容につきましては、ただいま課長が申し上げましたとおりですけれども、ある程度予算を組む場合については、道なり国の単価に基づいて計算されておりますから、適切。あと企業については企業努力で入札価格をできるだけやはり下回って努力をしていただきたいと、これは私どもも地方債に、さらには税金に、使用料にかかわることですから、私はどういう形であっても、企業は厳しく入札をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

●藤田議長 日程第12 議案第19号平成27年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 補正予算書153ページをお開きください。

議案第19号平成27年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ925万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億67万1,000円と定めるものであります。

本補正予算は、予算精査によるものであります。

162ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費において5万円の減額。

2項施設管理費、1目下水道施設管理費において、公共柵設置工事費執行残170万4,000円を減額するなど、203万3,000円を減額。2目下水道施設整備費において、管渠改修工事費執行残332万3,000円を減額、社会資本整備総合交付金事業実施設計費執行残384万8,000円を減額するなど、717万1,000円を減額、合わせて920万4,000円を減額補正するものであります。

次に、160ページ、歳入について御説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金において、下水道国庫補助金192万4,000円を減額。

4款繰入金において、一般会計繰入金553万円を減額。

6款町債において、下水道事業債180万円を減額補正するものであります。

次に、156ページ、第2表、地方債の補正であります。下水道事業債の限度額を250万円に、過疎対策事業債の限度額を250万円に、それぞれ改め、地方債限度額総額を500万円に改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

160ページをお開きください。3款国庫支出金。

(質疑なし)

●藤田議長 4款繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 6款町債。

(質疑なし)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

162ページ。1款総務費。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、156ページ。

第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、13時まで休憩をいたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 町政執行方針及び教育行政執行方針

●藤田議長 日程第13 平成28年度町政執行方針及び教育行政執行方針について説明を求めます。

初めに、平成28年度町政執行方針についての説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 平成28年度の町政執行方針について申し上げます。

はじめに、昨年、町制施行50周年の節目の年を町民とともに迎えることができ、さらに、全国報徳サミットが本町において開催されるなど、まことに喜びにたえない年でありました。

先輩諸氏が、報徳仕法の基本理念である「以德報徳」と堅忍不拔の開拓精神をもって、今日の本町の姿を築き上げられたことに、畏敬の念を新たにするとともに、心から感謝申し上げる次第であります。

今後のまちづくりにあっても、本町の基本理念であります「報徳のおしえ」のもと、「やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ」を目指し、子どもから高齢者まで、安心して健やかに暮らせるまちづくりを推進してまいります。

ここに、平成28年豊頃町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行への所信を申し述べ、町議会をはじめ町民皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、町政に臨む基本姿勢であります。

国外情勢では、過激派組織「イスラム国」のテロ活動や北朝鮮の軍事的活動の活発化などが世界を震撼させる中、戦後70年の首相談話が発表され、「世界の平和と繁栄に、これまで以上に貢献する」との決意が示されたところであり、近隣諸国との不安定な外交関係は、対話等による平和的外交により、友好関係が維持されることを、私は強く望むものであります。

国内情勢では、アベノミクスの経済政策による経済の好循環が、地方において実感を伴うに至っていない状況にある中、世界経済の4割を占める経済圏の構築に向けた環太平洋連携協定(TPP)協議が、2月に最終合意したところであります。

国では、夢と希望もてる「農政新時代」を創造するため、攻めの農林水産業への

転換を実現する体質強化施策を展開することとしており、町としましても、これら施策と連動しながら、本町の第1次産業が抱える課題に取り組んでまいります。

また、急速に進展する少子高齢化に的確に対応するため、「豊頃町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を昨年12月に策定したところであり、持続可能な自治体運営を図るため、「第4次豊頃町まちづくり総合計画」とともに、基幹産業の基盤整備、豊かな地域経済の実現、生活環境の充実、福祉・子育て支援、教育施設の整備、移住・定住などの人口減少対策等の諸施策に努めてまいります。

本町における課題はまだまだ山積しておりますが、町民と行政がともに手を携え、安心して暮らせるまちづくり、生まれ育った豊頃町に誇りの持てるまちづくり、そして、共に支え合う町づくりを力強く推し進めてまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

3、主要な施策の推進。

(1) 快適で魅力あるまちづくり。

超高齢・少子化社会、さらに過疎化の進行など本町の現状を踏まえ、町民の生活基盤の向上に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

はじめに、住宅環境の整備については、引き続き町営住宅の建設（パートナータウン、大津寿町団地）と福祉ゾーン構想に基づく高齢者住宅を建設するとともに、町営住宅の適切な維持管理に努め、町民が安心して暮らせる住環境の整備に努めてまいります。

次に、道路網の整備では、主要な幹線道路や地域の基幹的道路については、年度別事業計画により改良舗装を進めており、本年度、幌岡第3幹線、統内16線の改良舗装及び育素多45号線の歩道改修を継続して実施するとともに、長寿命化計画に基づく橋梁の補修及び路面補修を継続して実施してまいります。

また、住民の生活や産業活動に支障を来さないよう、舗装路面の補修、冬季間の除排雪など、引き続き適切な町道の維持管理に努めてまいります。

次に、簡易水道事業では、二宮浄水場の機械設備の改修及び北栄地区の本管布設工事を実施し、良好な水道水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道については、下水道施設長寿命化計画に基づき茂岩・大津下水浄化センター、茂岩ポンプ場等において機械、電気設備の更新工事を本年度から新たに実施するとともに、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置についても継続して助成してまいります。

次に、消防・防災対策については、津波緊急避難場所への避難訓練など、地域住民に協力をいただき、防災・減災対策を推進してまいります。

また、消防広報車、消防団車両を更新し、予消防活動と消防団装備の充実・強化を図ってまいります。

次に、移住・定住対策として、定住促進賃貸住宅建設助成や賃貸住宅入居者に対する家賃助成、住宅取得者に対する助成などを引き続き行ってまいります。

また、豊頃駅前地区を中心に、空き家・空き地が増加していることから、空き家・空き地の購入や空き家の賃借に対する補助制度を創設するとともに、豊頃南町に造成した分譲地が、平成26年度に完売していることから、今後、新たな分譲地の造成に取り組むなど、さらなる移住・定住の促進に努めてまいります。

また、平成27年度で終了する町外通勤者助成金交付制度については、5年間制度を延長するとともに、助成額の増額や支給対象年齢の引き上げなどの交付要件を拡充し、人口の町外流出の抑制につなげてまいります。

次に、町有バス及びコミュニティバスの運行については、運行後6年を経過し、町民の足として定着してきたところであります。今後においては、高齢者の方々の町外病院等への交通手段確保も含め、運行車両を総合的に活用することを検討するなど、住民にとって利便性のよい地域公共交通の実現を目指してまいります。

次に、廃棄物の処理と環境保全対策ですが、本町の一般廃棄物処理については、その基本計画に基づき十勝環境複合事務組合に加盟し、中間処理及び最終処分を行っているところであります。今後とも廃棄物の適正処理を進めるとともに、ごみの減量化とリサイクルを主とした循環型社会の構築を推進してまいります。

また、昨年度から資源ごみの搬出促進を目的に実施している資源ごみ集団回収活動助成事業を積極的に奨励し、リサイクル意識の啓蒙と再資源化の拡大を図ってまいります。

また、平成27年度に実施設計を終えた新葬斎場建設事業は、本年度本体工事に着手し、年度内供用開始を予定しており、清潔で安らぎのある人生の終焉の場にふさわしい施設として整備してまいります。

次に、消費者対策について、多発しているさまざまな消費者被害を未然に防止するため、広報紙や出前講座等による情報提供や啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ってまいります。

次に、交通安全対策についてであります。交通事故のない安全で快適な社会の実現は、私たちの願いであります。本町では、交通安全基本計画に基づき、各関係機関と連携しながらさまざまな交通安全運動を展開してきたところでありますが、本年度は5年ごとに策定される交通安全基本計画の策定初年度となっております。今後は、この新基本計画に基づき、粘り強く交通安全対策に取り組んでまいります。

(2) 豊かな資源を生かしたまちづくり。

はじめに、農業振興であります。畑作において、十勝川最下流にあつて厳しい土地・気象条件にある本町では、湿害に強い農業の確立が重要であります。

このため、地区割により計画的に継続実施する道営土地改良事業や農協と連携する緊急農地基盤整備事業などの単独事業を実施することにより、明暗渠排水施設などの農地基盤整備に努めてまいります。

また、多面的機能支払交付金事業を継続し、農村環境、水源涵養や自然環境の保全に資する地域の共同活動を支援してまいります。

畜産については、畜産基盤の整備を図るために公社営事業である畜産担い手育成総合整備事業並びに中山間地域等直接支払事業を継続するとともに、資材高騰対策として家畜飼養用水緊急支援対策事業や良質な自給飼料の確保を図るための酪農畜産生産基盤強化事業に取り組み、畜産経営の維持・安定に努めます。

また、堆肥利用高度化緊急支援対策事業や簡易堆肥盤整備事業を実施し、耕畜連携を推進してまいります。

林業の振興については、多面的機能を有する森林が、本町の農・漁業において重要な役割を担っており、その持続性が強く求められています。

そのため積極的な造林を未来につなぐ森づくり推進事業や産業振興事業により民有林の造林を奨励してまいります。

また、町有林においても造林や保育事業などを計画的に実施するとともに、これら事業展開における低コスト化を図るため、林道開設事業を積極的に実施してまいります。

さらに、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など環境に調和した持続可能な森林管理の実現のため、森林資源の循環利用を図る森林認証の取得により、環境に配慮した地域全体の森林資源の保全とともに、地域材のブランド化・価値の向上を図り、管内市町村及び森林組合と連携し、森林経営の安定に努めてまいります。

エゾシカなどによる農林業被害対策については、本年度も猟友会豊頃部会の協力により、有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を積極的に展開し、被害の抑制に努めます。

漁業の振興については、現在、大津漁港は長期整備計画により防災・減災機能を有する船揚場の嵩上げとともに、新たな上架施設整備が進められています。これらの施設の早期完成・供用開始に向け、漁協等関係団体と連携し要望活動に取り組んでまいります。

昨年、気象被害を受けました主要漁業であるサケ定置漁業において、本年の漁業生産に支障を来さないよう、漁協が実施する単独融資に対し利子補給をするほか、漁業経営近代化促進事業について、本年度に事業が完了するよう取り進めてまいります。

また、資源増大に向けたサケ増殖事業や近年資源が漸増傾向にあるマツカワの種苗中間育成事業に対し積極的に支援するなど、沿岸漁業資源の維持増大を図り、永続的な漁業の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興であります。本町の商工業は小規模事業者が多く、人口減少による購買力の低下や後継者対策、空き店舗対策などさまざまな課題を抱えており、商工会はこれまで以上に多様な役割を担うことが求められていることから、その機能が十分発揮できるよう商工会の運営に対し、引き続き支援してまいります。

また、商工業者の育成及び経営の安定を支援するため、中小企業融資制度の実質無利子化を継続するとともに、購買力の町外流出の抑制と地元購買力の向上を図るため、引き続きプレミアム付商品券発行事業を行ってまいります。

観光振興では、商工会が事業主体で進めている自然体験型観光の東十勝ロングトレイル事業及び体験型観光マーケティングの開発を核とした「こうふく観光プロジェクト事業」において、サイクリングコースや静岡県掛川市との物産販売など地域間交流の基盤が整備されたことから、これらの基盤を活用した観光客の誘致及び特産品PRや販路拡大を図るため、引き続き支援してまいります。

さらに、町内で行われる「産業まつり」や「とよころ夏まつり」などのイベントに助成し、賑わいのある観光を推進していきます。

次に、平成27年度においてニーズ調査を目的としてふるさと会会員を対象に試験的に実施した「ふるさと納税」に伴う特典制度につきましては、関係機関と協議し本町の特産品などを贈呈することとし、さらに、新たな産業や雇用を創出するため、本町の農林水産物を活用した6次産業化を推進してまいります。

(3) 健康で心ふれあうまちづくり。

子どもから高齢者、障がい者まで、心が通う優しい福祉施策を展開するとともに、健康な生活が営まれるよう保健・医療サービスの充実を図ってまいります。

はじめに、子育て支援については、全国的な少子化傾向が本町においても顕著であり、安心して生み育て健やかに成長できる子育て環境づくりが重要と位置づけ、子育て支援の施策を推進しているところであります。

本年度においても、子どもの健やかな成長を図るため、豊頃町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援事業を引き続き実施してまいります。

また、本町における少子化及び定住促進対策として、小学校入学祝金、出産祝金、健全育成支援金及び保育所通所支援金など次世代育成支援事業を本年度も継続して支給し、本町における次代の町づくりを担う子どもたちの健全な育成を図ってまいります。

次に、高齢者対策ですが、本町の高齢化率は本年1月末で37.3%に達し、超高

齢社会の傾向がますます強くなってきています。

このような状況の中、高齢者が自立し生き生きとした生活を送ることができるよう、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、医療、介護、生活支援等の各種サービスを、関係機関と連携しながら推進し、高齢者対策事業の充実を図ってまいります。

介護事業では、認知症対応型グループホームを利用する介護認定者の経済的負担を軽減するための家賃助成事業を継続して実施するとともに、事業者である豊頃愛生協会、社会福祉協議会及び町内民間事業者との連携を強化し、サービス提供体制のさらなる充実を図ってまいります。

また、高齢者の生活を支援するため、各種見守り・配食などの在宅福祉サービスをはじめ、福祉タクシー乗車券・福祉灯油券の交付を継続して実施してまいります。

次に、障がい者福祉においては、全ての障がい者が安心して地域社会で生活することができるよう昨年度策定した第3期障害者計画・第4期障害福祉計画に基づき、地域全体で支えるシステム構築に向け、今後も継続して関係団体と連携し支援してまいります。

次に、保健事業であります。疾病の早期発見・健康維持の観点から各種健康診断を継続して実施してまいります。

また、町民の健診や各種保健事業に対する関心を高めるとともに受診率の向上を目的として、平成26年度から事業実施している「とよころ健康ポイント事業」は、多くの町民からの申し込みがあることから、今後においても、町民自らが主体的な健康づくりを推進するとともに、医療費の抑制が図られるよう、新年度に創設する公共ポイントサービス事業と連携し、事業の普及、啓発を継続して実施してまいります。

さらに、健康づくりの第一歩を歯の健康づくり及び口腔管理ととらえ、各年齢層に応じた歯科健診、歯科健康学習を推進してまいります。

次に、重篤疾病予防対策では、各予防接種の助成や接種料の無料化も継続してまいります。

次に、少子・核家族化が進む中、妊娠・出産・養育期における子育て世代の母親が抱く育児不安や孤立感の解消のため、仲間づくり、相談の場など安心して子育てができるよう引き続き支援してまいります。

また、不妊治療への助成、妊婦健診費用の助成及び中学校就学終了までの医療費無料化など、子育て世代に対する負担軽減を継続して実施いたします。

本年4月にオープン予定の福祉ゾーンの中核的施設となる福祉活動拠点施設は、その愛称が「ひだまり交流館」に決定され、多世代間の交流はもとより、子ども、子育て世代や小集団で気軽に利用できる「町民の憩いの場」として有効に活用されること

を期待するものであります。

(4) 躍動感あふれる人づくり。

「報徳のおしえ」を基盤とする人づくりを推進し、豊かに学ぶ教育環境の充実に努めるとともに、姉妹都市等との地域間交流の活性化を図ってまいります。

はじめに、学校教育の充実と生涯学習の推進については、小中学校が連携して「報徳のおしえ」を系統的に学ぶとともに、基礎学力の確実な習得や体力・運動能力の向上を目指し、知、徳、体のバランスがとれた逞しい子どもを育てる学校教育の推進と町民一人ひとりが生きがいを持って心豊かな人生を過ごすことができるよう、文化・スポーツの振興・充実を図るため、総合教育会議を生かしながら教育委員会と連携して教育行政を推進してまいります。

次に、姉妹都市との交流については、町交流協議会と連携しながら積極的に取り組んでいるところであります。9月にはサマーランド市訪問団が本町に来町する予定であり、また、隔年で実施している中学生派遣事業を本年度実施する予定であります。

また、サマーランド市から招聘している英語指導助手の任期が6月で満了することから、7月から新たな英語指導助手を迎える手続を進めています。

相馬市・滑川市との交流については、毎年小学生による少年親善使節団の相互交流が行われており、本年度も引き続き実施するとともに、震災後、風評被害に苦しむ相馬市を支援するため、町民を対象とする特産品購入を本年も実施してまいります。

誘致企業等との交流については、町民による誘致企業訪問や物産販売を通じた交流を推進し、相互の活性化が図られるよう努めてまいります。

次に、平成2年度に設立された「ふるさと会」との交流については、札幌豊頃会において「ふるさと訪問ツアー」が計画されており、9月に来町する予定であります。東京豊頃会については、11月に開催予定の同会の交流会に、町民を派遣することとしており、町民とふるさと会との交流をより一層図る計画であります。

新規事業では、本町出身の若者世代を対象とした「(仮称)とよころファンクラブ」を札幌と東京を中心に新たに設立し、豊頃町を外から応援していただく体制の強化を図ります。

また、町や教育委員会、福祉団体等が主催する講演会や研修会、各種イベントなどのほか、ボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、そのポイントに応じて商品券と交換する「公共ポイントサービス事業」を実施し、住民参加を促進する取り組みを推進してまいります。

(5) みんなが力を合わせるまちづくり。

今日まで積み上げてきた協働のまちづくりをさらに発展させ、町民と行政がともに支え合うまちづくりを推進してまいります。

本町のまちづくりの基本となる「第4次豊頃町まちづくり総合計画」及び人口減少対策の総合的な計画として昨年12月に策定した「豊頃町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」については、毎年度、実施した施策・事業の効果を検証し、より効果的な計画となるよう必要に応じて見直しを行いながら、着実に推進してまいります。

若者の結婚対策として異業種間の出会い等を創出するため、町内で開催する交流会に対し助成する「青年女性交流推進助成金」制度を新たに設け、男女の交流機会の拡大を図ってまいります。

次に、事業開始から8年が経過する「協働のまちづくり地域提案支援事業」は、毎年多くの行政区、団体等に有効に活用されている状況にあります。今後とも地域の実情に沿った事業メニューの検討を行い、町民の自主的な活動を支援してまいります。

広報・広聴の充実では、広報紙並びにホームページの充実を図り、広く本町の情報を発信していきます。

インターネットなどの超高速ブロードバンド環境の整備につきましては、平成22年度に「光ケーブル」により、大津地域を除く全地域において完了しております。平成20年度にADSLが整備された大津地域につきましては、ADSLに係る関連機器の製造終了に伴い、保守等が困難になることや大津小学校におけるICT（情報通信技術）を活用した教育活動を推進する上で、通信設備や通信速度の改善を図ることが必要であることから、「光ケーブル」によるブロードバンド環境整備を図ってまいります。

以上、平成28年度の町政推進に当たっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際に御説明申し上げます。

議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます町政執行方針といたします。

●藤田議長 次に、平成28年度教育行政執行方針についての説明を求めます。

菅原教育長。

●菅原教育長 平成28年第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会をはじめ町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今日、グローバル化や情報通信技術の進展、急激な少子化、高齢化など変化が激しく、先行き不透明な社会において持続可能で豊かな社会を実現するためには、一人一人が生涯にわたって学び続け、さまざまな力を養い、その力を社会に生かすことのできる生涯学習社会を目指していく必要があります。

豊頃町教育委員会は、平成27年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による新たな教育委員会としてスタートさせていただいておりますが、この間、町長が招集する総合教育会議、教育大綱の策定をはじめ、新教育長制度に基づく教育行政推進体制の周知など、一日も早く町民皆様の御理解が得られるよう努めております。

平成28年度におきましても、将来を担う子どもたちが厳しい社会の中で自立し、逞しく生きていく力を育成するため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育を推進するとともに町民の皆様が生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、教育目標である「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く町民をめざして」の実現に向け、次の教育施策を推進してまいります。

初めに、教育環境の整備充実について。

学校施設においては、豊頃小学校児童用トイレ改修、大津小学校プールろ過機更新、駐車場舗装補修、豊頃中学校生徒用トイレ改修、生徒用パーソナルコンピュータ及び小中学校教務用コンピュータ更新など施設の適切な維持管理と学習教材備品の整備を進めるとともに、老朽化により農野牛線スクールバスの更新を行うなど、児童生徒の安全安心のため環境整備を充実いたします。

また、教育費負担軽減のため、小中学校等修学旅行費交付金事業、高等学校等就学助成金事業等を継続して実施します。

さらに、学習施設においては、える夢館はるにれホール舞台吊物等装置電気部品改修、総合体育館にトレーニング器具購入、町民プール外壁塗装など町民の文化・スポーツ活動の拠点となる施設の適切な維持管理に努めます。

2、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成について。

(1) 昨年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に例年の国語・算数（数学）に理科を加えた平成27年度全国学力・学習状況調査が行われ、豊頃町の児童・生徒は小学校、中学校ともに平均正答率が全国を上回る結果となり、どの領域においても着実に学力の定着が図られている状況にあります。

各学校は、調査結果を踏まえた上で、今後も学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに体験型・課題解決型の学習活動やICTを活用した学習を取り入れ、児童生徒が主体的に学ぼうとする学習力を育むなど、学校改善プランにより学習指導方法や授業の工夫・改善を図り、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」等を活用して家庭と連携を図りながら生活習慣の改善や家庭学習の習慣化に取り組みます。

(2) 児童生徒が、豊かな心を育むとともに規範意識の向上や社会性を醸成するため「子ども報徳訓」の実践・充実に努めるとともに郷土学習や職業体験、ボランティ

ア活動をとおしてさまざまな人たちと触れ合うことで郷土を愛する心、人を思いやる心、命を大切に作る心を育む教育に努めます。

(3) 児童生徒の健やかな体の育成には、基礎的な体力・運動能力が不可欠であることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど各学校においてそれぞれの学年に応じた向上対策に取り組み、学校・家庭・地域指導者の協力をいただきながら部活動やスポーツ少年団活動を支援します。

また、児童のむし歯予防対策として町が推進し、各小学校で実施しているフッ化物洗口事業を継続して実施します。

学校給食につきましては、安全で栄養バランスの優れた給食を提供するため、施設・設備の適切な保守点検と食材等の衛生管理を徹底し、地場食材の活用に努めるとともに、児童生徒が食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるためふるさと給食等の充実と食育を推進します。

さらに、食物アレルギーを持つ子どもに対しては、関係機関との情報共有や緊急時に備えた体制の整備など、適切な対応を図ります。

(4) 特別な支援を必要とする児童生徒については、学級担任のほか全教職員で支援する体制をつくり、さらに2名の特別支援教育支援員を配置し、個別の教育支援計画により生活や学習上の困難を改善又は克服するための指導を行うとともに、教員が専門研修等をとおして指導力向上に努めるなど、発達状況に応じた指導・支援の充実を図ります。

(5) グローバル化・国際化が進展する今日、児童生徒の国際感覚を育むため、引き続き英語指導助手及び外国語活動指導員を各学校に派遣し授業補助を行うなど外国人と触れ合うことで、外国語教育はもとより積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めます。

また、国際姉妹都市カナダ・サマーランド市へ中学生を派遣し、異なる文化に対する理解と郷土を見直す心の醸成を図ります。

3、地域に開かれた信頼される学校づくりの推進について。

(1) 学校が、家庭や地域社会と連携・協力し、信頼を得ることで子どもたちの育成環境や地域コミュニティ活動の充実が図られることから、地域公開参観日、学校だよりやブログ等を活用して地域へ積極的に情報を発信し学校行事等への住民参加を促進するとともに、教職員や児童生徒が地域行事に参加することで学校への関心・理解を深めていただき、地域に開かれた学校となるよう取り組みます。

(2) 信頼される学校づくりには、保護者や地域から寄せられる意見・要望等を学校教育に反映するため学校評議員の活用や学校評価の実施、教職員の意識を向上させる各種研究・研修活動を積極的に推進するとともに、外部人材や指導主事等による指

導力の向上を図ります。

また、教職員の服務規律を徹底し、体罰や不祥事防止のための取り組みを各学校において継続的に行うなど、信頼保持に努めます。

4、健全育成、安全教育の推進について。

(1) 各学校で策定した「いじめ防止基本方針」の定着を図り、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期解消に取り組みます。

また、多様化・高度化した情報通信社会において、パソコンやスマートフォンを利用した誹謗・中傷の書き込みなど、児童生徒が事件・トラブルに関わる事案が多く発生していることから、学校、家庭が連携して情報モラルに対する意識の向上を図るほか、危険ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導を行います。

(2) 児童生徒を交通事故や犯罪被害などから守るためには、地域の方々の見守りや情報共有はもちろんのこと、安全に行動する能力を身につけることが重要であることから、各学校では、交通安全・防犯教室等を実施し、事故や被害の未然防止に努めます。

また、火災や地震・津波の自然災害等に対する防災教育や避難訓練を定期的を実施し、自らの命を守りぬくため、主体的に行動する態度の育成や安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ります。

5、小・中学校連携教育の推進について。

町内小・中学校において、合同の行事等による児童生徒の交流や中学校英語教諭の小学校派遣、授業公開や研究協議による教職員の相互連携による共通理解など、小学校から中学校への円滑な接続と義務教育9年間の教育課程に位置づけている「報徳のおしえ」を基盤に系統的で一貫性のある小・中学校連携教育を一層推進します。

6、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進について。

社会環境が多様化し、変化を続ける中、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもたちを守り育てることが不可欠であることから、PTAによる学校行事等への協力、地域の方々による少年団活動や授業に対する支援のほか、産業団体等による職場体験への協力などをいただいております。

今後においても地域の教育力が、学校教育・社会教育等の支援に活かされるよう、子どもたちを健やかに育む体制の充実に努めます。

7、響きあい、高めあう社会教育の実現をめざしてについて。

町民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した生活を送るには、自ら学び、学びの成果を社会に還元することが必要であり、このことで「人と人」、「人と学び」が響きあい、高めあい、まちづくりの基盤となって発展へとつながっていきます。豊かな生活を送るため、発達課題に応じた学習の機会を提供し、多くの町民が目標を持って学

び、その成果が日常生活や社会活動で有効に活用される社会教育を推進します。

(1) 少年教育。

子どもたちが、郷土の自然や歴史、文化を学ぶ「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」などさまざまな体験学習によって「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高め、協力・協働して課題解決に導くコミュニケーション能力の向上を図るとともに、少年芸術鑑賞会など優れた芸術に触れる機会を設け、豊かな人間性や社会性を育むための教育を充実します。

(2) 成人教育

○青年教育

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、内発的動機付けによって自らの意思で活動する意識を醸成するため、あらゆるニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材育成に努めます。

○成人一般

町民の多種多様な学習ニーズに応えるため、町民大学講座やえる夢出前講座等の内容を充実し、個人、サークル・グループ等の活動支援を行い、学びの成果を地域に還元し、地域で活かし、地域の連帯感を高め、にぎわい・交流を促進するために必要な学習機会を提供します。

○高齢者教育

高齢者が、充実した生活を送るための学習活動の場である豊寿大学や生涯教室の継続のほか、学習要求に応じた学びの場や個別型の学習形態への支援やこれまで培ってきた豊富な知識、経験を次世代へ伝えるための機会の拡充を図ります。

(3) 芸術・文化

豊かな情操を育む芸術鑑賞会等を開催し、優れた芸術・文化に触れる機会を拡充するとともに、町民文芸誌の発行や文化協会事業支援など芸術・文化活動の成果を発表する場の提供、「みんなで創る文化・スポーツ公（講）演支援事業」による自主活動グループ等への支援を行います。

(4) 文化財

「豊頃の歴史」を伝える各種資料と文化財の適切な保護・保存・活用や民族文化財の継承、育成を支援し郷土に関する学習活動を推進するとともに、十勝発祥の地である大津の歴史について、現在までの関係各位の調査研究成果を生かしながら、さらなる資料化を図ってまいります。

(5) 社会体育

町民が、生涯にわたり心身の健康と体力の保持増進を図るため、軽スポーツ交流会や出前講座など、スポーツを楽しみ、体力に合ったスポーツに親しむことの

できる機会を提供するとともに、各種競技指導者の育成、スポーツ団体に対する支援を行います。

(6) 学習拠点施設の整備充実

町民が学習や文化、スポーツ活動等を行うための拠点施設である、える夢館、図書館、総合体育館、町民プールなどが安全、快適に利用できるよう適切な維持管理と器具・備品等の充実を図るとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、気軽に利用できる施設運営に努めます。

8、開かれた教育行政の推進について。

豊頃町の教育をより充実・発展させるためには、教育関係者のみならず、町民皆様の御協力と相互連携が大変重要であります。

教育委員会は、このことを踏まえ、活動状況や計画推進状況等を自ら点検評価・公表するとともに、学識者等からの評価をいただき教育施策の効果や課題を明らかにして、説明責任を十分果たすよう努めます。

以上、平成28年度教育行政執行方針を申し上げましたが、今後も総合教育会議等を活用し町長と十分に意思疎通を図り、学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興など最善の努力を傾け生涯学習の推進を図ってまいりますので、町議会はじめ町民皆様の教育行政に対する御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

●藤田議長 これで、平成28年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明は終わりました。

◎ 議案第20号

●藤田議長 日程第14 議案第20号豊頃町行政不服審査会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案書1ページをごらん願います。

議案第20号豊頃町行政不服審査会設置条例の制定について説明いたします。

本案は、行政不服審査法を全部改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることにより、町条例を制定しようとするものであります。

行政不服審査法は、国民が行政機関の処分に対する不服申し立てをする際の手続を定めておりますが、改正法では公平性の向上を図る観点から、処分に関与しない審理員による審査手続制度の導入を行うとともに、地方自治体の附属機関として行政不服審査会の設置を義務づける改正があわせて行われたところであります。

また、この改正法では、これまでの市町村の不服申し立ての処理件数が非常に少ない状況であることを鑑み、行政不服審査会の常設が不相当であると判断される場合は、事件ごとに審査処理する附属機関として設置することができる旨も、あわせて規定されたところであります。

以上のことから、本町条例の制定に当たり、近年の当該不服申し立て処理件数がほとんどない状況を鑑み、事件ごとに審査処理する附属機関としての行政不服審査会を設置する条例として制定しようとするものであります。

制定する条例について説明をいたします。

第1条では、事件ごとに審査処理する豊頃町行政不服審査会の設置を規定。

第2条では、審査会は、5人以内の委員で組織され、町長が委員を委嘱するなど組織について規定。

第3条では、会長の選任方法及び職務並びに職務代理者を規定。

第4条では、会議について規定。

2ページをお開きください。

第5条では、委員の守秘義務を、第6条では、審査会の庶務を、第7条では、規則への委任をそれぞれ規定しております。

附則では、本条例の施行日を、改正法施行日と同じ平成28年4月1日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 これは新たに条例を設けるわけですが、事件ごとに審査会を設けるということですか。そして、その任期というものはどのように設定されるのか、これらは規則で定められると思いますが、規則で定めていこうとする内容はどのようなものになるのかお聞かせ願います。

●藤田議長 和田総務課長。

●和田総務課長 事件ごとにおける審査でございますので、任期についてはこの事件が解決すれば終わりということでありまして。ですから、規則で定めるまでもなく、この条例でその旨が包括されていると御理解いただきたいと思っております。

●藤田議長 8番大谷議員。

●8番大谷議員 なかなかこの条例に関する考え方というのは専門的な知識になっていくかと思いますが、それらを機能させるためには研修会だとか勉強会というものも設置するという考えはお持ちなのでしょうか。

●藤田議長 和田総務課長。

●和田総務課長 事件の内容について、高度な法律知識がなければならぬ場合というのも想定されます。この場合においては、弁護士等を委嘱することによって解決を図るという考えのもとで制定されるものであります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

●藤田議長 日程第15 議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案書3ページをお開き願います。

議案第21号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。

平成28年4月1日施行の行政不服審査法の全部改正の法律及び行政不服審査法施行令の施行に伴い、議案第20号において豊頃町行政不服審査会設置条例が制定、可決されたところでありますが、情報関係にかかる審査処理を行う場合、この新設された豊頃町行政不服審査会と、既に設置の定めがあります、豊頃町情報公開条例に規定する情報公開審査会と、豊頃町個人情報保護条例に規定する個人情報保護審査会の両審査会とが併存することとなり、何らかの条例等の整理を行わなければ情報関係に関する審査は行政不服審査会と情報関係審査会の両審査会の審査を経る必要のあることになり、審査手続及び処理の複雑化と長期化の問題が生じることとなります。これを解消するため、情報公開及び個人情報保護両条例に基づく処分については、両条例に

よる審査会の審査によることとし、豊頃町行政不服審査会の審理員による審理手続適用除外を定めるなど、関係規定の所用の改善を行うため関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

この条例は4条により構成されており、第1条では、豊頃町情報公開条例の一部を、4ページ下段ほどの第2条では、豊頃町個人情報保護条例の一部を、5ページ、下段のところの第3条では、豊頃町固定資産評価審査委員会条例の一部を、6ページ下段のほうでは、第4条では豊頃町税条例の一部を、それぞれ改正するものであります。

各条例条項の改正内容につきましては、議案説明書議案説明第1号により説明をいたします。

議案説明書1ページをごらん願います。改正内容について説明いたします。

情報公開条例第21条の2及び、個人情報保護条例第33条の2の改正は、行政不服審査法に定める審理員による審理手続と情報関係審査会による審議手続の併存を避けるため、両条例中に行政不服審査会の審理員手続の適用除外を規定する改正であります。

次に、情報公開条例第21条第2項、第27条第2項から第4項まで及び個人情報保護条例第33条第2項、同条例第42条第2項から第4項までの各条項の改正は、審理員手続を適用除外した場合の審理手続においては、行政不服審査法に定める手続を準用するための弁明書の写し及び口頭意見陳述に関する手続をそれぞれ追加する改正であります。

固定資産評価審査委員会条例の各条項の改正は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出、及びその決定の手続を行政不服審査法に定める手続を準用するための申出記載事項の変更、電子情報処理組織を使用した弁明方法を追加するなどの所用の改正を行うものであります。

税条例やその他の条例等の改正は、不服申立の文言を審査請求に改める文言整理に関する改正であります。

附則につきましては、第1項で、本条例の施行期日を平成28年4月1日と、第2項に、審査の申出にかかる適用区分をそれぞれ定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第22号

●藤田議長 日程第16 議案第22号豊頃町外通勤者助成金交付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 議案第22号豊頃町外通勤者助成金交付条例の一部改正について御説明いたします。

議案書9ページをごらんください。

本案は、豊頃町に居住する若者が町外の職場に通勤するために要する経費の一部を助成することにより、定住促進を図ることを目的として平成23年度に制定したものでありますが、本年3月31日をもって、その効力が失効いたしますことから、期間を5年間延長いたしますとともに、勤務日数の見直し及び対象年齢と助成額の拡充を図るため豊頃町外通勤者助成金交付条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、第2条第1項第1号中「18歳以上30歳以下」を「18歳以上40歳未満に」、同条同項第2号中「、10日以上」を「、15日以上」に、第3条中「月額5,000円」を「月額7,000円」に、附則第2項中「、平成28年3月31日限り」を、「平成33年3月31日限り」に、それぞれ改めるものであります。

附則として、この条例は、平成28年3月31日から施行し、第2条及び第3条の改正規定は、平成28年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号

●藤田議長 日程第17 議案第23号豊頃町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案書11ページをお開き願います。

議案第23号豊頃町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正について説明いたします。

平成28年4月1日から施行される改正地方公務員法では、人事評価制度の導入とその評価に基づく分限などの人事管理を任命権者首長に義務づけております。このため、本町職員の分限等を規定する豊頃町職員の分限についての手続及び効果に関する条例第2条職員の意に反する後任もしくは免職をする場合を定める規定中「、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績の不良などが明らかな場合」という文言を、改正地方公務員法の定めに基づき、4月1日から導入する人事評価制度による「、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合」と改めるものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を、平成28年4月1日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

●藤田議長 日程第18 議案第24号豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案書13ページをお開き願います。

議案第24号豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について説明いたします。

平成28年4月1日から施行される改正地方公務員法では、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件を条例で定める旨規定している法第24条の一部が改正となったことから、条例制定の目的を規定する第1条中、「第24条第6項」を「第24条第5項」と改めるものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を平成28年4月1日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号

●藤田議長 日程第19 議案第25号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 議案書15ページをお開き願います。

議案第25号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを説明いたします。

全国共通に適用される公務員の給料表の水準は、民間賃金水準が低い地域にあわせるといふ考えのもと、人事院では平成17年以降、給与構造改革に取り組み、勧告してきた経緯があります。この構造改革では、給与水準は民間賃金水準の格差を踏まえ、低い地域に給与水準を合わせ、賃金水準の高い地域においては、手当によりそれを補うこと。年功的な給与上昇を抑制し、職務職責に応じた給与構造へ転換すること。これらなどが骨子であり、人事院は段階的に総合的に見直しをするとし、これまで勧告を出してきており、平成27年度をもって見直しが終了することとなっております。

人事院は、30歳までの若年齢層の給料水準を引き上げるとともに、それ以降の年収高齢層の給料水準を引き下げ、また、職務職責に応じた給与構造にするための級別職務分類表の条例化を勧告しており、職員組合との合意に至った若年齢層の給与水準引き上げについて、さきの第1回臨時会に提案し、可決をいただいたところであります。

継続協議中でありました中高年齢者の給与水準引き下げについては、切替日の前日に受けていた給料月額に達しない職員に対して、当分の間、差額に相当する額を支給することで、職員組合との協議が整ったことから、級別職務分類表の条例化とともに所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、議案説明書説明第2号により説明をいたします。

議案説明書3ページをごらん願います。

改正の主旨につきましては説明を省略し、改正内容から説明をいたします。

条例制定の目的を定めた第1条では、地方公務員法の改正に伴う文言整理の改正であります。

給料表を規定する第3条では、職務の級の分類を規則に委任している規定を別表第

2として、条例中に定める旨を第2項に規定するとともに、別表第2として定めていた再任用職員の給料表を別表1の給料表中に規定する旨を第4項に定める改正であります。

任期付短時間勤務職員にかかる文言整理を行うため、第3条、第9条、第13条の各条をそれぞれ改めるものであります。

離職に伴う期末手当の一時差止を定める第16条の3は、行政不服審査法の全部改正に伴う文言整理のための改正であります。

別表第1、給料表の改定では、職員の1級から6級までの給料月額のうち、2級において0.09から1.62%の引き下げを、3級において0.04から1.66%の引き下げを、4級において1.37から2.19%の引き下げを、5級において1.55から2.7%の引き下げを、6級において1.58から3.69%の引き下げをそれぞれ行うものであります。

4ページをごらん願います。

再任用職員の1級から6級までの給料月額のうち、3級を25万4,000円に、4級を27万3,400円に、5級を28万8,500円に、6級を31万3,900円にそれぞれ引き下げ改定するものであります。

附則としまして、第1条では、本条例の施行期日を、平成28年4月1日と定め、第2項から第5項までの規定において、切替日の前日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、当分の間、その差額に相当する額を支給するなどの経過措置及び調整等について、それぞれ定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 26 号

●藤田議長 日程第 20 議案第 26 号豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 議案第 26 号豊頃町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書 21 ページをお開きください。

本案は、過疎地域の総合的かつ計画的な振興対策を実施するために定められた過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、同法の失効期限が本年 3 月 31 日から 5 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日とされたことに伴い、本町の過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例についても同様の措置を行う必要があることから、条例附則で定めている失効期限平成 28 年 3 月 31 日限りを、平成 33 年 3 月 31 日限りと改め、5 年間延長するものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 27 号

●藤田議長 日程第 21 議案第 27 号豊頃町福祉活動拠点施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案書23ページをごらんください。

議案第27号豊頃町福祉活動拠点施設条例の制定について御説明いたします。

本条例案は、このたび茂岩栄町102番地に建築完成いたしました世代間交流施設となる福祉活動拠点施設の設置・管理等について規定する必要があることから、当該条例を制定しようとするものであります。

以下、条例案の構成について御説明いたします。

第1条に本条例の目的を、第2条には施設の名称及びその位置を、第3条に開館時間、第4条に休館日、第5条に使用の制限を、第6条に損害賠償を、第7条に管理の委託、第8条に委任に関して、それぞれ規定するものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号

●藤田議長 日程第22 議案第28号豊頃町在宅福祉サービス事業条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案書25ページをお開きください。

議案第28号豊頃町在宅福祉サービス事業条例の一部改正について御説明いたします。

これまで高齢者の在宅福祉事業として行ってまいりました生きがいデイサービス事

業を、新年度から介護予防事業、2次予防として要支援認定者も含め事業を実施することといたしました。加えて、今後においても当該在宅福祉サービス事業として、対象者がいないデイサービス事業（特例）についての規定を削除する必要があることから、当該条例の一部を改正するものであります。

では、本則の改正について説明いたします。

本則第4条第1項第6号デイサービス事業（特例）を削除いたします。

また、別表第3条関係5の項の事業内容及び利用対象者を議案書の記載のとおりに変更いたします。同表、6の項を削除するものであります。

なお、附則につきましては、その施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号

●藤田議長 日程第23 議案第29号豊頃町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案書27ページをお開きください。

議案第29号豊頃町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

介護保険制度の改正により、平成28年4月1日から地域密着型通所介護について創設されることに伴いまして、当該条例の一部を改正するものであります。

では、本則の改正について説明いたします。

本則、第6条の次に第6条の2として地域密着型通所介護の基本方針を、第6条の3及び第2項として、指定療養通所介護の基本方針の2条を加え、あわせて介護保険法が地域密着型通所介護の規定が加わったことに伴いまして、一部改正されたため、本条例中第9条、第10条及び第11条について関連する法令条項を変更するものであります。

なお、附則につきましては、その施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第30号

●藤田議長 日程第24 議案第30号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 議案第30号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の策定について御説明いたします。

本案は、平成22年度に策定した現計画は、平成27年度をもって終了いたしますことから、今後においても国や道の支援を受けながら地域の自立促進を図るための対策を計画的かつ総合的に進めるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする豊頃町過疎地域自立促進市町村計画を議会の議決を経て定めるものであります。

それでは、計画内容について、別添計画書により御説明いたしますので、豊頃町過疎地域自立促進市町村計画をごらんください。

計画書 1 ページから 11 ページまでは、本町の基本的な事項を掲載しており、1 ページから 4 ページは本町の自然的、歴史的、社会的、経済的条件や過疎についての状況について、5 ページから 7 ページは人口及び産業の推移と動向について、8 ページから 9 ページ上段は本町の行財政の状況について、9 ページ中段から 11 ページは地域の自立促進の基本方針と計画期間について掲載しております。

基本方針につきましては、本町の第 4 次豊頃町まちづくり総合計画及び豊頃町まち・ひと・しごと総合戦略に基づいて策定しており、計画期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 カ年でございます。

12 ページから 15 ページは、産業の振興といたしまして、農林水産業、商工業、観光などについての現況と問題点、その対策を掲載しております。

14 ページの (3) 計画に、その事業内容を掲載しておりますが、概算事業費につきましては、34 ページの次に参考資料として年度別の概算事業費を掲載していますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、参考資料に掲載しております事業及び事業費につきましては、先ほど説明いたしました第 4 次豊頃町まちづくり総合計画の後期実施計画及び総合戦略に記載されたものに基づいて登載しております。

16 ページから 18 ページは、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流といたしまして、町道などの幹線道路の整備や高度情報通信網の整備、姉妹都市交流、広域連携などについての計画等を掲載しております。

19 ページから 21 ページは、生活環境の整備といたしまして、公営住宅の整備、上下水道及び合併浄化槽の整備、火葬場、消防救急施設などについての計画等を掲載しております。

22、23 ページは、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進といたしまして、福祉活動団体や高齢者福祉施設への支援及び高齢者や児童等への福祉対策などについての計画等を登載しております。

24 ページは、医療の確保といたしまして、豊頃医院及び歯科診療所における医療機器整備などによる医療環境の充実などについての計画等を登載しております。

25、26 ページは、教育の振興といたしまして、学校教育の充実や教育関連施設等の整備及び子育て家庭への支援などについての計画等を登載しております。

以下、27 ページは地域文化の振興等について、28 ページは集落の整備について、29 ページはその他地域の自立促進に関し必要な事項につきまして、それぞれ現況と問題点、その対策、計画等を登載しております。

31ページから34ページは、産業の振興や交通通信体系の整備などの自立促進施策区分における事業計画のうち、いわゆるソフト対策事業である過疎地域自立促進特別事業にかかる計画を抽出して再掲しております。

なお、北海道との協議等につきましては、2月19日付で異議なく協議が終了しておりますことを御報告いたします。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第31号

●藤田議長 日程第25 議案第31号定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 議案第31号定住自立圏形成協定の変更について御説明いたします。

本案は、平成23年度から取り組んできた定住自立圏構想について、帯広市との間で現協定の追加、拡充等の協議が整いましたことから、定住自立圏形成協定を変更することについて、豊頃町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

協定の変更内容につきまして、別紙議案説明書説明第3号により御説明いたしますので、5ページをお開きください。

A3版の長い表がついておりますので、それをごらんください。

初めに、変更の主旨であります。本案は、平成23年7月7日に帯広市との間で

締結した十勝定住自立圏の形成に関する協定書に基づき策定した第1期十勝定住自立圏共生ビジョンの計画期間が平成27年度をもって終了し、新たに平成28年度から平成31年度までを計画期間とする第2期共生ビジョンが策定されたことに伴い、協定書の別表第1から別表第3までの一部を変更するものであります。

主な変更箇所は、協定書の別表第1から別表第3中、アンダーラインを引いてある箇所でございます。

初めに、5ページの別表第1、生活機能の強化に係る政策分野では、1、医療、（1）救急医療体制等の確保において、救命救急センターのほか小児救急医療や周産期医療等への支援などを拡充することによる文言の整理を。

2、福祉、（3）として、高齢者の徘徊などについて、広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向けた取り組みをするため、高齢者の生活支援体制の構築を新設。

6ページ、3、教育の（3）として、スポーツ大会等を誘致するため、管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境についての連携体制を強化するほか、大規模なスポーツ大会等に対応できる施設・設備環境を充実するため、スポーツ大会等の誘致を新設。

4、産業振興、（1）農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進において、法人の種別及び名称の変更による文言整理を。

（3）企業誘致の推進において、平成25年度に企業立地の二つの協議会、十勝田園地域産業活性化協議会と帯広十勝地域産業活性化協議会が一つになり、十勝地域産業活性化協議会というふうに統合されたことから、体制構築が図られたということで関係文言を削除。

7ページ、（8）として、航空宇宙産業基地に関する調査研究や啓発活動、関係機関との連絡調整などをすすめるため、航空宇宙産業基地構想の推進を新設。

次に、別表第2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、3、移住・交流の推進、（2）として、北海道が推進する結婚支援ネットワークの構築に参画・協力し、結婚を応援する気運の醸成や結婚支援事業の活性化を図るため、結婚を希望する若者の支援を新設。

次に、別表第3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、2、データ分析として、定住自立圏の施策の効果的な推進を図るため、国が提供しているビッグデータ等を活用し、十勝圏の現状分析をすすめるため、（1）として、圏域レベルのデータ集積・活用を新設するものであります。

なお、本協定の計画書となる第2期十勝定住自立圏共生ビジョンにつきましては、昨年12月に十勝管内各市町村において、パブリックコメントを求めたほか、十勝定

住自立圏共生ビジョン懇談会においても意見をいただきましたが、新たに共生ビジョンに登載しなければならない意見は特にございませんでした。

今後の予定といたしましては、各市町村議会において協定書の変更について、議決をいただいた後、3月下旬に帯広市と各町村がそれぞれ変更協定を締結の上、成案となった共生ビジョンが公表される予定となっております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第32号及び議案第33号

●藤田議長 日程第26 議案第32号東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について、日程第27 議案第33号東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてを、一括議題とします。

議案第32号及び議案第33号について、一括して提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 それでは、議案書43ページ及び45ページをごらんください。

議案第32号東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について及び議案第33号東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について、一括して御説明いたします。

幕別町、池田町、浦幌町及び本町の4町で設置しております両認定審査会の規約の変更につきまして、地方自治法第252条の7第2項の規定により、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

変更の理由及び内容につきましては、両審査会とも本年5月に予定されている幕別町役場新庁舎の供用開始に伴い、認定審査会の執務場所がこれまでの幕別町保健福祉

センターから幕別町役場に変更されることにより、認定審査会共同設置規約の一部を変更するものであります。

条文に沿って御説明いたします。

東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成18年3月20日規約第1号）及び東十勝介護認定審査会共同設置規約（平成11年7月1日規約第3号）の第3条中幕別町新町122番地1幕別町保健福祉センターを幕別町本町130番地1幕別町役場に改めるものであります。

附則につきましては、両規約の施行期日を幕別町役場新庁舎の供用開始日となる平成28年5月6日からとするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 議案第32号東十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第1号

- 藤田議長 日程第28 同意案第1号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

宮口町長。

- 宮口町長 同意案第1号豊頃町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

現職であります高木委員は、一身上の都合により本年3月31日をもって辞任したい旨の届けがありましたので、次の者を教育委員に任命いたしたく、関係法律の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町中央新町137番地21、氏名は荒川めぐみ氏であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 休会の議決

- 藤田議長 日程第29 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、3月5日から同月7日までの3日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、3月5日から同月7日までの3日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午後 2時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員